



発行所 軍用地等 3 英里
地 主 連 合 会
那 覇 市 久 志 2 丁 目 7 の 1
電 話 (0988)68-6270
電 電 (0988)68-6276
F A X (0988)63-0047

新垣正彦氏へ
感謝状贈呈
昭和六十二年三月三十一日
日付をもって本年の理事を
退任しました新垣正彦氏
那覇市田原和志地主会
の財産権保護に多大な貢献
において、徳元正信連合会
長から感謝状と記念品を贈
りました。これは、新垣氏
が過去十四か年に亘り、軍
用地等諸問題の適正妥当な
解決並びに関係土地所有者
の権利保護に多大な貢献
をされたことに対し贈られ
たものである。

融資枠を大幅拡大

年利率5%へ引き下げ

62年度融資総額24億1660万円

当連合会においては、かねてから軍用地関係地主の相互扶助並びに生活の安定と福利向上を図るため、共済会制度を創設し、各市町村地主会の協力を得て金融機関との預託契約によるいわゆる協議融資を既に実施しているところでありました。昭和六十二年における土地連共済融資について関係金融機関と協議調整の結果、融資枠については預託額の8倍相当額を今回から15倍相当額(融資枠76億円)に引き上げるほか、融資利率についても6%を5%に引き下げることとし、昨年十月一日から十月九日までの九日間に亘り、各地地主会を通じ融資あっせん申込を受け付けました。しかしながら、融資枠の拡大について周知徹底が不十分であったため、融資希望者は予想以上に少なく、融資枠の約30%(約24億円)にとどまる結果となりました。残金の融資枠については63年度へ繰越すこととなりますので、例年になく多くの会員への融資が可能と思われまします。共済融資事業については、会員皆様の絶大なご協力により今年で五年目を迎え、融資残高も約60億円を越え着実に成果を挙げ参っております。しかも心配されていた資金のコゲ付き等の事故はこれまで一切発生していません。取扱金融機関においても土地連共済制度は高く評価されております。現在、約9億円の基金をもって共済事業を実施していますが、融資希望者は年々増える傾向にあります。したがって基金の増大を図るべく目下、鋭意努力しているところで、今後とも共済会の拡充強化に全力を傾注して参りたいと思っております。皆様方の尚一層のご協力を願います。次第であります。

なお、昭和六十三年三月三十一日現在の融資残高は、六十億一千七百三十一万円となっております。

共済会への加入手続について

土地連共済会は、定款及び規約に基づき設置されておりますが、同共済会への加入については任意によることとして、諸般の事情等もあって現在もなお、多くの関係地主の方々が共済会会員の資格を保留したままになっております。本共済会設置の目的は、あくまでも軍用地等地主の相互扶助並びに福利増進を図ることにありますので、この趣旨を十分ご理解いただき、この機会に共済会への加入をおすすめる次第であります。特に軍用地等地主の方々に好条件による低利融資を行っておりますので、軍用地等関係地主で本共済会の加入を希望される方は、各所属地主会を通じて所定の手続を早目として下さるようお願いいたします。

なお、本共済会の詳細な内容については、別記(二面)共済会設置規定並びに共済資金融資制度規約等をご参考にして下さい。

金融機関別融資状況

単位:万円

金融機関	件数	昭和63年3月末残高
琉球銀行	339	121,516
沖縄銀行	345	122,241
沖縄相互銀行	150	56,317
沖縄県信連	575	225,998
コザ信用金庫	200	70,079
沖縄信用金庫	10	5,580
合計	1,619	601,731

土地連共済事業

地主会別融資状況

単位:万円

地主会	昭和62年度		昭和63年3月末現在	
	融資枠	件数	融資あっせん額	融資残高
国頭村	15,322	0	0	515
東本村	1,578	0	0	18
本部町	590	0	0	1
名護市	12,667	7	4,650	27
恩納村	22,660	8	4,200	43
五野座村	6,563	2	1,400	21
金武町	44,876	23	14,030	87
伊江村	29,934	21	10,610	112
石川村	4,079	2	200	4
勝連町	35,681	9	4,110	37
具志川市	29,670	18	10,320	80
沖縄市	121,134	55	45,250	264
読谷村	92,898	27	15,800	167
嘉手納町	86,232	53	46,350	236
北谷町	74,096	45	28,800	182
北中城村	37,535	4	3,500	37
宜野湾市	25,755	11	7,000	68
浦添市	22,584	8	5,840	47
那覇市(字安次郎)	12,963	4	2,630	23
〃(字春嶺)	1,560	0	0	0
〃(字具志)	7,163	7	6,200	19
〃(字小林)	474	0	0	2
〃(字金城)	45	0	0	0
〃(字宮城)	6,314	0	0	3
〃(字高良)	4,988	0	0	2
〃(字大嶺)	7,263	2	2,000	19
〃(字染原)	—	—	—	—
〃(字田原)	870	0	0	0
〃(字鏡水)	11,750	6	5,620	29
〃(字当間)	6,729	4	3,200	11
那覇市	22,847	23	18,950	64
東風平町	2,730	0	0	0
具志頭村	810	0	0	0
玉城村	990	0	0	0
知念村	4,730	0	0	2
佐敷町	3,075	0	0	0
糸満市	3,318	3	1,000	11
具志川市	2,655	0	0	0
合計	765,128	342	241,860	1,619



徳元会長挨拶

昭和六十三年三月三十日の第三十六回定期総会において、任期満了に伴う理事、監事が選出されましたが、同年四月二日に理事会を開催し、会長、副会長の互選を行った結果、全会一致をもって徳元正信会長(嘉手納町)並びに上原正顕副会長(那覇市)の留任を決定しました。

徳元会長挨拶

徳元会長は六期目、上原副会長は五期目の就任で、任期は共に昭和六十五年三月三十一日までの二年となっております。なお、留任が決定した正副会長は、理事会の席で次のように挨拶しました。

全理事から全会一致のご推挙を受けました。注して頑張っていく所存ですので、よろしくご指導、ご協力の程お願い申し上げます。上げ会長就任のご挨拶いたします。

協力によりまして現在まで大過なくその職を務めてまいりました。厚く御礼申し上げます。今後とも運動方針並びに理事会の決定に従いまして全力を傾けてまいります。

徳元会長(六期目) 上原副会長(五期目)

全会一致で留任を決定

理事会



上原副会長挨拶

皆様のご推挙により副会長という職をおおせつかりました。

これから会長を補佐していくこととなりますが、皆様のご協力を得まして、益々すばらしい土地連にしていきたいと思っております。今後とも会長を中心にお互いが一致団結して軍用地問題の解決に邁進してまいりたいと思っております。どうかご指導のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

沖縄県軍用地等地主会連合会 共済会設置規程

(設置)

第一条 社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会以下「連合会」という。定款第4条及び規約第5条の規定に基づき連合会に共済会を設置する。

(目的)

第二条 この規程は、軍用地等地主の相互扶助並びに福利増進を図るため設置する共済会の事業活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第三条

共済会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

1 軍用地等地主を対象とする融資に関すること。

2 共済基金の造成並びに拡充に関すること。

3 軍用地等地主の生活環境の改善に関すること。

4 その他共済会の目的達成に関すること。

(会員の資格得た)

第四条 連合会所属地主会に加入している者は、共済提出金を提出した日から共済会の会員の資格を取得する。

第五条 当該施設・区域等(軍用地等)の返還により資格を喪失する。

(共済提出金)

第五条 会員は、共済基金の造成のため次の各号の一に該当する額を共済提出金として提出する義務を負うものとする。

(1) 当該施設・区域等面積一、〇〇〇平方メートル以上かつ、年間地料額一〇〇万円以上のもので七万円

(2) 当該施設・区域等面積五〇〇平方メートル以上かつ、年間地料額一〇〇万円以上のもので三万円

(3) 前各号に該当しないもので三万円

2 共済提出金は、当該施設・区域の返還又は止むを得ない事情を除く以外、提出者への払戻しは行わないものとする。

3 共済提出金の払戻しについては、理事会の承認を得るものとする。

(預り証)

第六条 共済提出金の提出者に対し共済会会員であることを証するため、連合会において預り証を発行する。

2 預り証の売買、譲渡、質入れ等は一切これを禁止する。

(会員名簿の作成)

第七条 共済会会員名簿を各地地主会毎に作成し、連合会に備えつけるものとする。

(委任)

第八条 この規程に定めるものの外、運営に関して必要な事項は、理事会において定めるものとする。

附則

この規程は昭和五十九年八月三日から施行し、昭和五十九年七月十九日から適用する。

共済金融融資制度規則

(目的)

第一条 この規則は、社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会(以下「連合会」という。共済会の事業活動として行う必要な資金の融資の円滑化を図り、もって軍用地等地主の生活の安定と福利増進に寄与することを目的とする。

(共済基金の措置)

第二条 連合会共済基金は、前条の目的を達成するため共済基金として措置する。

第三条 この規則に基づく融資の取扱金融機関は次のとおりとする。

琉球銀行 沖縄相互銀行 沖縄県信用農業協同組合連合会 コサ信用金庫 沖縄信用金庫

(共済基金の預託)

第四条 共済基金は、連合会長の指定する取扱金融機関に預託するものとし、その預託は別途預託契約者によるものとする。

2 取扱金融機関は、預託金の金利を年一・五割以上として預託金の五割以上の融資を行うものとする。

(融資対象)

第五条 融資対象は、連合会共済会会員の資格を有する者又はその一親等の続柄の者とする。

2 次の各号に該当する者は、融資を受けることができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者

(3) 虚疑その他不正な手段により融資を受けようとする者

(4) その他融資を受けることが適当でない認められる者

(融資条件)

第六条 融資条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資限度 一人当たり一、〇〇〇万円以内

(2) 融資期間 十年以内

(3) 融資利率 年六以内

(4) 資金使途 特に限定しない

(5) 返済方法 月賦払、年賦払等の分割払

(6) 保証人 原則として不要とする

(7) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(8) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(9) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(10) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(11) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(12) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(13) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(14) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(15) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(16) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(17) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(18) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(19) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(20) 担保 融資対象となる軍用地及びその他

(融資の拒絶) 第十二条 取扱金融機関は、第八条第2項の規定による融資申込みの依頼を受けた場合において、これを拒絶しようとするときはその理由を書面にて速やかに、連合会長に報告するものとする。

(協議) 第十三条 この規則の円滑な運営を図るため必要があるときは、連合会と関係機関が協議するものとする。

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は連合会長が別に定める。

附則

この規則は昭和五十九年八月三日から施行し、昭和五十九年七月十九日から適用する。

共済金融融資制度施行細則

沖縄県軍用地等地主会連合会共済金融融資制度に関する施行細則は左記にて定める。

一、会員の資格得たについて(規程第四条関係)

1、所有軍用地等(全部)の返還または売却をした場合は、会員の資格を喪失するものとする。(国・県の買上げを含む)

2、前項に関して融資の途中で会員の資格を喪失した場合は、金融機関の融資規定に基づき速やかに融資条件の変更を行うものとする。

3、会員(預り証)の相続・贈与については、その継承を認めるものとする。

4、融資期間中に相続があった場合は、その相続人(債権引受者)が会員の資格を継承する。

二、融資対象について(規程第五条関係)

1、昭和五十九年八月二十八日以後加入する会員の融資資格については、加入後十か月とする。

2、重複貸付けは認めない。

3、会員が共有者である場合の融資については、共有者一人に限定する。(但し共有者全員の承諾を必要とする)

三、融資あっせんについて(規程第八関係)

1、融資あっせん申込みについては、その地主会の融資枠の範囲とし、それを超えた場合は各地地主会において抽せん等の方法をもって適切な調停を図るものとする。

四、借入手続の受付及び融資実行期間について

1、金融機関での借入手続の受付期間を毎年一月から三月とし、融資実行期間を同一月から六月迄とする。

63年度軍用地料

政府予算案

予算総額444億円

実質増は平均約4%

沖縄県における軍用地等賃貸料については、軍用地等関係地主の殆どが該賃貸料を生活の根源としていることから、地価の変動のほか、物価上昇等も勘案のうえ、毎年、適切に増額改定の措置を要請しているところであり、昭和六十三年度の軍用地等賃貸料については、六十二年五月二十七日の第三十七回土地連定期総会の決議にもつき「四・二%増額」と、格差是正調整費二十七億三千万円の予算措置を強く要請することとしました。

要請実現を期するため、昭和六十二年七月十三日から四日間の日程で全役員が上京し、防衛庁、防衛施設庁、沖縄開

発庁、運輸省、大阪航空局、自民党本部、五の日の会、その他関係団体を訪問し、善処方の要請を行いました。更に、徳元会長、上原副会長ら役員代表が昨年十二月二十四日大蔵省よりの予算内示に備え、東京、復活折衝の結果、昭和六十三年度の沖縄関係の施設賃料予算額として四百四十四億円が計上されることになりました。

予算額の前年度対比では、三・三%の増額ですが、返還された施設の一部借料予算との関連もあって、実質的には平均約四%程度の増額が見込まれるようであります。例年以上、今回の予算措置は、例年以上にきびしく、復活折衝も難航しましたが、関係省庁並びに五の日の会所属国会議員（小渡、宮里代議士、大城伊江、大浜議員、山中代議士、西銘知事、その他関係者のバックアップを得てはば前年度並みの増額が認められました。

本会の要求からみて必ずしも十分の予算措置とはいえないが、諸般の事情を考慮し、諒承することとしました。なお、賃貸料の各施設毎の単価額については、今年の十一月頃、関係当局から提示され、各地主会との交渉によって決定されることになっております。

復讐十六年を迎え、各地域において賃貸料の格差が生じているので、昭和六十三年度の賃貸料改定にあたっては、全般的な評価の見直しなどによる適正かつ公平妥当な措置が望まれるところであります。

役員改選

- 理事**
- ▲北部地区 (3人)
 - 比嘉仁一 (再任) 名護市地主会長
 - 安富朝宗 (再任) 金武町地主会長
 - 仲程賢湧 (再任) 宜野座村長
 - ▲中部地区 (8人)
 - 新崎盛直 (再任) 沖縄市地主会評議員
 - 知花平良 (再任) 読谷村地主会長
 - 徳元正信 (再任) 嘉手納町地主会委員
 - 新城 馨 (再任) 北谷町地主会長
 - 花城清善 (再任) 宜野湾市地主会長
 - 宮城國男 (再任) 浦添市地主会長
 - 與儀正南 (再任) 北中城村地主会長
 - 平良 榮 (新任) 具志川市地主会長
 - ▲南部地区 (3人)
 - 上原正顕 (再任) 那覇市地主会長
 - 我那覇祥義 (再任) 那覇村地主会長
 - 比嘉新榮 (再任) 玉城村地主会長
- 監事**
- ▲北部地区 (1人)
 - 津波吉真幸 (新任) 恩納村地主会長
 - ▲中部地区 (1人)
 - 新川秀榮 (再任) 沖縄市地主会監事

▲南部地区 (1人)

上原義廣 (再任) 那覇市地主会監事

創立三十年史 (土地連のあゆみ)

—— 購入予約受付中 ——

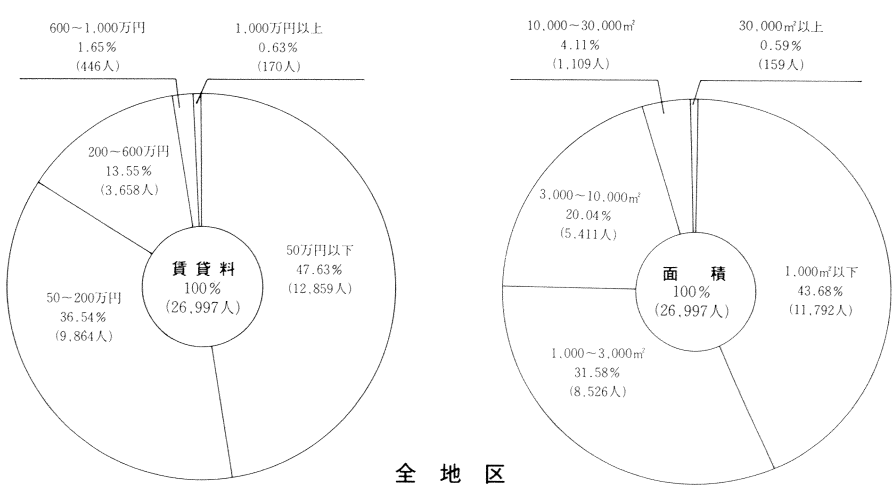
土地連においては、創立三十年を記念し、占領初期の軍用地の接収状況をほしめ、四原則費徴運動、浸米折衝、土地政策現地会談、本土復帰対策等、軍用地諸問題の変遷と土地連における今日までの活動経過の記録並びに関係資料を集大成した「土地連のあゆみ」(新編集成編、資料編、通史編の三巻)の発刊計画をすすめているところですが、三巻目の通史編については、原稿執筆並びに資料収集に予想以上の日時を要し、当初計画が大幅に遅れることとなりました。現在、最終校正の段階に入っているもので、今年七月頃までに刊行する予定であります。

なお、「土地連のあゆみ」(三巻セット)は、地主会員に限る、特別価格(一万円)で販売していただきますので、購入希望者は所屬地主会を通じ申し込み下さい。

軍用地等賃貸借料予算額

省 庁	項 目	単位：百万円	
		昭和63年度 予 算 額	昭和62年度 予 算 額
防衛施設庁	施設・区域等	44,400	43,000

統計資料 (軍用地料、面積)



全 地 区

区分	地区	北部地区	中部地区	那覇地区	南部地区	合 計
50万円以下		3,355 人	7,794 人	1,287 人	423 人	12,859 人
50~200万円		918	6,951	1,971	24	9,864
200~600万円		122	2,929	607	0	3,658
600~1,000万円		9	371	65	1	446
1,000万円以上		5	136	29	0	170
合 計		4,409	18,181	3,959	448	26,997

注：この資料は昭和60年4月1日現在のものを参考にした。